

1 生徒心得

- 1 校訓である「自主・協同・研学」の実現をめざして努力しよう。
- 2 人権を尊重し、支え合う仲間づくりに心がけよう。
- 3 生命を尊重し、安全で健康な生活に心がけよう。
- 4 明るく活力あふれる学校にするため、挨拶・会釈を大切にしよう。

(1) 楽しく充実した学校生活のために

- ① 基本的生活習慣を身につけ、授業等には積極的に集中して取り組もう。
- ② 学習環境の美化・整頓に努め、校内施設・備品を大切にし、公共心を高めよう。
- ③ 不必要な金銭や物品は持てこない。貴重品等は各自が責任をもって保管しよう。
- ④ 生徒会活動等に積極的に参加・協力し、学友との連帯感を深めよう。
- ⑤ 地域社会の一員であることを自覚し、高校生として良識ある言動に努めよう。

(2) 秩序ある学校生活のために

- ① 次の場合には届出をしよう。
 - ア) 校内施設・備品を、万一破損・汚損・紛失等した場合
 - イ) 金銭や物品の紛失・拾得、あるいは盗難があった場合
 - ウ) 欠席・遅刻・欠課・早退・公欠・忌引等の場合
 - エ) 法令にふれる行為で補導された場合
- ② 次の場合には許可を受けよう。
 - ア) 登校後外出を必要とする場合（外出許可証を携行する）
 - イ) 校時中に携帯電話等を使用する場合
 - ウ) 放送・掲示・印刷物の作成及び配布をする場合
 - エ) アルバイトをする場合

（原則禁止しているが、家庭の事情等により特に必要と認める場合）

2 交通安全規程

- (1) 交通法規・交通マナーや社会生活上のルールを守り、交通安全に努めるとともに、他に迷惑をかけない。
- (2) 通学用自転車には、学校所定のステッカーを貼り、記名するとともに整備に心がける。
- (3) 運転免許取得については、原動機付自転車は原則として禁止する。特別な事情がある場合は、2学年の夏季休業日以降、普通自動車は3学年の10月（ただし進学関係生徒は12月あるいは2月）以降、事情や必要性を審議の上許可する場合もある。
- ① 高校入学後に交通違反等があった場合は、以後の原付免許取得許可を原則として、1年間は行わない。
- ② 普通自動車免許の取得許可は、学校において生徒・保護者・ホームルーム担任・関係教職員等による面談・諸注意を経た上で行う。
- ③ 免許取得に関しての欠席等は、普通免許における教習所等での検定試験日のみ認める。
(この場合は公欠扱いとはならない)
- (4) 運転免許取得を許可された者についても、遊びに使用する等、原動機付自転車の目的外使用は禁止する。また、普通自動車については、在学中は運転しない。
- (5) 普通自動車・自動二輪車による通学は禁止する。（原動機付自転車による通学も原則として禁止するが、以下の場合には指定した場所までの通学を、審議の上許可する場合もある。）最寄りの駅や停留所までの距離が5km（学校までは10km）以上あり、他の交通機関使用が極めて不便で、保護者の願い出がある場合。
- ア) 審議には、本人の生活態度、運転歴、交通事故・違反の有無、無許可通学の有無等も考慮する。
- イ) 許可後も、上記理由の消滅とともに許可を取り消す。また、規則違反等により許可を取り消す場合もある。
- （備考）
・令和5年4月1日より道路交通法の一部を改正する法律が施行され、自転車の運転者はヘルメットの着用が努力義務化された。
・令和5年7月1日より道路交通法の一部が改正され、特定原動機付き自転車（電動キックボード等）が16歳以上であれば、免許不要で運転が可能とされた。本校では、安全性の観点や通学手段として自転車があること等をふまえ、電動キックボード等を通学に使用することを認めないという方向性をとっている。

3 服装等規定

(1) 男子制服

- ①本校指定の制服を用いる。
- ②学生服の下には本校指定のカッターシャツを着用する。
- ③夏季は本校指定のカッターシャツ（半袖もよい）を用いる。
- ④*ソックスは、黒・紺・白とし、無地を基調とする華美でないものを用いる。

(2) 女子制服

- ①本校指定の制服を用いる。
- ②冬季はブレザーの下にベストを着用する。
- ③カッターシャツは、本校指定のものを用いる。第一ボタンをとめてからネクタイをする。
- ④夏季は半袖のカッターシャツを用いてもよい。必要に応じてベストの着用も認める。
- ⑤春秋服着用期間はベストを用いる。
- ⑥ネクタイは本校指定のものを用いる。
- ⑦*ソックスは、黒・紺・白とし、無地を基調とする華美でないものを用いる。
ストッキングは黒又はベージュのものを用いる。

(3) 防寒具

- ①無地を基調とする華美でないものを用いる。
- ②セーターは、黒・紺で無地のものとする（女子のセーター着用時は、ベストを脱いでいてよい）。
- ③カーディガンの着用、ハイネック・タートルネックのインナーは認めない。

(4) 履物

- ①靴は、華美でないものを用いる（靴ひもはきちんと締める）。
- ②上履は、本校指定のものを用いる。
- ③体育館内では、本校指定のシューズを用いる。

(5) 頭髪

- ①パーマ・染色・ヘアエクステンションは認めない。
 - ②髪留め（ヘアピン・ヘアゴム）は華美でないものを用いる（シュシュやリボンの使用は認めない）。
- *奇抜な髪型であると判断した場合、改善を求める。

(6) その他

- ①化粧、ピアス、カラーコンタクトは認めない。
- ②ベルトは、黒・茶の単色のものを用いる（女子もズボン着用時はベルトをする）。
- ③登下校は、原則制服とする（体育祭の準備期間・当日は体操服での登下校を許容する）。
- ④土日祝日・長期休業中において、部活動で登校する生徒の服装は別に規定する。

*ソックス

- ①通常の授業日
 - ・ワンポイント（メーカーのロゴ等）が入っていてもよい。
 - ・くるぶしソックスの着用を認める。
 - ・フリルやリボンがついているもの、ニーソックスや編み柄のあるものは認めない。
- ②式典（クラス写真撮影）
 - ・黒の無地のもので統一する（女子はハイソックス・タイツ）。
 - ・くるぶしソックスの着用、重ね履きは認めない。

「校則見直し」における改定箇所

3 服装等規定について

※ (3) 防寒着②

内規 女子は、ベストの上にセーターを着て、上着を着用する。

セーターは、深いVネック（ネクタイが見えるもの）のものを着用する。

改定 女子のセーター着用時は、ベストを脱いでいてもよい。

深いVネックのものを着用する。→ 削除

(4) 履き物①

内規 地色に対して模様・ライン・ひもが派手なものは認めない。→ 削除

ヒールの高いもの、ブーツ等は認めない。→ 削除

※ (5) 頭髪②

内規 ヘアピン・ヘアゴムは目立たないもの（色）を使用する。

改定 ヘアピン・ヘアゴムは華美でないものを用いる。

内規 奇抜な髪型、ツーブロック、おだんご等は認めない。

改定 奇抜な髪型であると判断した場合、改善を求める。

(6) その他②

内規 ベルトは、スタッツ付き・穴の開いたもの、ステッチ模様のものは認めない。

→ 削除

※*ソックス

内規 通常の授業日は、小さなワンポイント（2cm程度）付きの靴下を認める。

改訂 ワンポイント（メーカーのロゴ等）が入っていてもよい。

【備考】

- ・「入学生のしおり」等で公表している規定と校内で運用してきた内規を統合した。
- ・※印は、生徒会との意見交換会（平成4年度3学期）で要望があった内容で、すべての要望を反映した形での改定となった。
- ・その他の改定は、教職員からの意見を反映したものである。